

全建事発第 011 号
令和 2 年 4 月 10 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用については、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成 29 年 6 月 8 日付け総行行第 131 号、国土入企第 2 号）等により、各地方公共団体等に対して交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用に努めるよう求めるとともに、業界団体に対しても交通誘導員対策協議会への参画等が要請されました。

しかしながら、昨今の自然災害の頻発化・激甚化等により、一部の地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が円滑な施工上の課題となっていることから、このたび、国土交通省直轄事業における交通誘導警備員の円滑な確保等について別添 1 のとおり定めるとともに、別添 2 が警察庁生活安全局生活安全課長等から各都道府県警察本部長等あてに送付された旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会におかれましても、引き続き交通誘導員対策協議会への参画等のご協力を賜りますとともに、本件について貴会会員企業の皆様に対して周知くださいますよう、お願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について

- ・別添1 国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について
- ・別添2 交通誘導員の円滑な確保に向けた交通誘導員対策協議会への対応等について

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp